

行方市告示第94号

行方市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱(令和2年行方市告示第54号)の一部を次のように改正する。

令和7年6月12日

行方市長 鈴木 周 也

第3条中「又は第4号」を「第4号又は第5号」に、「第5号」を「第6号」に改め、同条第1号ア中「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村」に改め、同号アに次のように加える。

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職し、通勤した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

第3条第1号ウ(イ)中「永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者」を「出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める「特別永住者」に改め、同号ウ中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。

第3条第2号中「専門人材」の次に「(プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者)」を加え、同条第3号イを次のように改める。

イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ、

週20時間以上テレワークを実施すること。

第3条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 関係人口に関する要件

次に掲げるア又はイに該当し、かつ、ウ又はエに該当すること。

ア 申請日の属する年度の前年度までの直近3年間で行方市へのふるさと納税の納付実績がある者

イ 行方市お試し居住体験事業に参加したことがある者

ウ 県内の農林水産業(専業に限る。)へ就業、又は承継した者

エ 市町村等において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者(複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定)

第4条第2項中「様式第2号又は様式第2号の2」を「様式第2号、様式第2号の2又は様式第2号の3」に、「又は第4号」を「、第4号又は第5号」に、「第5号」を「第6号」に改める。

様式第1号から様式第2号の2までを次のように改める。

様式第1号(第4条関係)

相談年月日 年 月 日

行方市長 宛て

移住支援金移住前相談票

行方市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱に基づき、本申請の要件を満たす予定のため、移住前に移住支援金の事前相談をいたします。

1 申請者欄

フリガナ			性別	生年月日	
氏名				西暦	年 月 日
現住所	〒				
電話番号			メールアドレス		

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください。)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住する家族の人数(1の申請者は含まない。)	人
					同時に移住する家族のうち 年 4月1日時点で18歳未満の世帯 員の人数(配偶者を除く。)	人
移住支援金 の種類		就業		起業	テレワーク	関係人口
転入予定日：						

3 過去の移住支援金の受給について

申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。 ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。	該当する	該当しない
---	------	-------

4 確認事項(別紙チェックリスト参照)

注意事項

- ・行方市長宛てに当申請書を提出しなかった場合は、行方市での移住支援金の事前のお手配が出来ません。また、申請時に予算に達していた場合は、移住支援金を支給できない場合があります。
- ・転入後3ヶ月経過後(併せて、就業の場合は就業3ヶ月経過後又は起業支援金交付決定後)には、速やかに必ず本申請を行っていただきますようお願いいたします。

誓約事項

- ☐ 申請時に予算に達していた場合、移住支援金の支給を受けられないことを承諾します。

行方市移住支援金 チェックリスト

- ・この制度は、本申請した日から5年以上継続して行方市に居住する意思があることを条件としています。
- ・災害、病気等のやむを得ない事情を除き、申請後5年以内に市外に転出された場合は、返金の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。

1 移住元に関する要件

(1) 住民票を移す直前の10年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
☐	①「東京23区に住民票を置いている期間」が通算5年以上である。	
☐	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が通算5年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が連続して5年以上である。	
(2) 住民票を移す直前の1年間について、下記①～③のいずれかに該当する		はい・いいえ
☐	①「東京23区に住民票を置いていた期間」が連続して1年以上である。	
☐	②「東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区へ通勤(雇用者としての通勤の場合、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。)していた期間」が連続して1年以上である。 なお、東京圏(東京都23区外、埼玉県、千葉県、神奈川県)のうち条件不利地域以外の地域に住民票を置き、東京23区内の大学等へ通学していた方で、東京23区内の企業等へ就職した方(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間を修業年限を上限(ただし、高等専門学校は2年を上限)として、通学期間も対象期間とすることができる。※東京23区への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該一年の起算点とすることができる。	
☐	③「上記①と②を合算した期間」が連続して1年以上である。	

2 移住先に関する要件

下記(1)～(5)のいずれかに該当する		はい・いいえ
(1)テレワークに関する要件 下記①～④の全てに該当する		
☐	①所属先企業からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。	
☐	②国が別途実施する地方創生テレワーク交付金の対象事業による支援、助成を受けていないこと。	
☐	③原則、恒常的に勤務先へは通勤しない。	
☐	④勤務先から通勤手当(定期券相当の交通費)の支給を受けていないこと。 <u>(通勤実績がある場合は要相談。)</u>	
☐	⑤申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと(申請までに購入予定も含む)。	
(2)関係人口に関する要件 ①又は②に該当し、かつ、③または④に該当すること。		
☐	①申請日の属する年度の前年度までの直近3年間で行方市へのふるさと納税の納付実績がある者	
☐	②行方市お試し居住体験事業に参加したことがある者	
☐	③県内の 農林水産業(専業に限る)へ就業、または承継した者	
☐	④市町村等 において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者	
(3)就職に関する要件(一般の場合) 下記①～③の全てに該当する		
☐	①茨城県が開設している就職マッチングサイトに掲載された対象求人に応募し、採用されること(予定を含む)。	
☐	②就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。	
☐	③週20時間以上の無期雇用契約であること。	
(4)就職に関する要件(専門人材の場合) 下記①～③の全てに該当する		
☐	①内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材支援事業又は先導的人材マッチング支援事業を利用して移住及び就業すること(予定を含む)。	
☐	②週20時間以上の無期雇用契約であること。	
☐	③目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。	
(5)起業に関する要件		
☐	茨城県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けること(予定を含む)	

3 その他の要件

下記①～②の全てに該当する		はい・いいえ
☐	①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。	
☐	②日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有する。	

4 世帯の場合

下記①～③の全てに該当する		はい・いいえ
☐	申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属している。	
☐	申請者を含む2人以上の世帯員が移住後において、同一世帯に属す予定。 (申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の本申請時において移住後、在住期間が3月以上1年以内である必要あり)	

様式第 1 号の 2 (第 4 条関係)

年 月 日

行方市長 宛て

移住支援金交付申請書

行方市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第 4 条の規定に基づき、
移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			西暦 年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した 家族の人数(1の申請者は含ま ない。)	人
			うち 18 歳未満の者の人数	人
移住支援 金の種類	就業	起業		
	テレワーク			

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください。)*

別紙 1 「移住支援金の交付申請に関 する誓約事項」に記載された内容につ いて	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙 2 「茨城県移住支援事業に係る 個人情報の取扱い」に記載された内容 について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、行方 市に居住し、かつ、就業・起業する意 思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業・関係人口の場合のみ記 載) 申請日から 5 年以上継続して、就 業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 行方市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である
申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していない。 ※ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。	A. 該当する	B. 該当しない
移住支援金の返還要件に該当する場合は、直ちに行方市へ報告し、返還手続きをする。	A. 誓約する	B. 誓約しない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	

勤務先へ行く頻度	行くことはない／ 週・月・年 回程度 ／ その他 () ※原則、恒常的に通勤しないこと。
テレワーク実施日数	転入日 年 月 日～申請日までの勤務日数() 勤務日数のうちテレワーク実施日数() 勤務日数のうち通勤又は出張日数()
住宅取得	新築 ・ 購入 (名義人) 申請者 ・ 同一世帯員 登記済 未登記(理由:) 登記完了予定日()

管理コード(茨城県及び行方市使用欄)	
--------------------	--

添付書類

(1) 本人確認書類

- ・ 道路交通法第 92 条第 1 項に規定する運転免許証
- ・ 旅券(パスポート)
- ・ 在留カード, 特別永住者証明書
- ・ マイナンバーカード(個人番号カード)等

(2) 移住に関する要件を満たすことを証する書類

- ・ 現在の住民票の写し(※世帯申請: 世帯員全員分の記載があるもの)
- ・ 移住元の住民票の除票の写し(※世帯申請: 世帯員全員分の記載があるもの)
- ・ 外国人である場合は, 在留資格を証する書類の写し

【東京圏(条件不利地域を除く)に在住し, かつ東京 23 区内へ通勤していた場合のみ】

- ・ 雇用保険被保険者証の写し
- ・ 対象期間に通学期間を含む場合は, 在学期間の記載された卒業証明書又は成績証明書の写し

【個人で事業を営んでいた場合のみ】

- ・ 開業届出済証明書等, 転入前の勤務地を確認できる書類
- ・ 個人事業等の納税証明書等, 転入前の勤務時間を確認できる書類の写し

(3) 就職に関する要件を満たすことを証する書類(該当する場合のみ)

- ・ 就業証明書(様式第 2 号)
- ・ 専門人材の場合は, プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用したことを証する書類

(4) テレワークに関する要件を満たすことを証する書類(該当する場合のみ)

- ・ 就業証明書(様式第 2 号の 2)
- ・ 住宅購入に関する契約書の写し
- ・ 住宅に関する登記簿謄本の写し(住宅が建築中で申請時に間に合わない場合には要相談)

【個人で事業を営んでいた場合のみ】

- ・ 業務の取引に係る契約書や注文書(発注書)・注文請書(受注書)の写し等, 移住元で行っていた業務を移住後も継続していることが確認できる書類の写し

(5) 関係人口に関する要件を満たすことを証する書類(該当する場合のみ)

- ・ 下記ア及びイに該当すること

ア ①又は②に該当すること

①申請日の属する年度の前年度までの直近３年間で行方市へのふるさと納税の納付実績

- ・行方市が納付実績について照会するので準備不要

②行方市お試し居住体験事業の参加者

- ・行方市が参加履歴について照会するので準備不要

イ ③又は④に該当すること

③県内の 農林水産業(専業に限る)へ就業, 又は承継した者

- ・県内の農林水産業(専業に限る)へ就業, 又は承継したことがわかる書類

④行方市において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者

- ・行方市において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けていることがわかる書類

(6) 起業に関する要件を満たすことを証する書類(該当する場合のみ)

- ・茨城県が実施する起業支援金交付決定通知書の写し

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 わくわく茨城生活実現事業に関する報告又は立入調査について、茨城県及び行方市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、行方市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱の規定に基づき、当該各号に掲げる割合の移住支援金を返還します。
 - (1) 虚偽の申請をしたとき、交付申請の日後3年未満で市外に転出し、若しくは1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき(移住先で就業を要件とする場合に限る。)、又は起業支援金の交付決定を取り消されたとき 全額
 - (2) 交付申請の日後3年以上5年以内に市外へ転出したとき 半額
- 3 移住支援金の支給を受けた後に実施される行方市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

年 月 日

行方市長 宛て

住 所 _____

申請者名 _____

別紙 2

茨城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び行方市は、茨城県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、茨城県及び行方市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び行方市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

行方市長 宛て

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
プロフェッショナル 人材事業又は先導的 人材マッチング事業 を利用している場合 のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

茨城県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、茨城県及び行方市の求めに応じて、同茨城県及び行方市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

行方市長 宛て

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

印

就業証明書(移住支援金(テレワーク)の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所(移住前)	
勤務者住所(移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤, 出向, 出張, 研修等含む)ではない
交付金による資金提供	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業による資金提供をしていない
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
就業形態	原則, 恒常的に通勤せず, 移住先でテレワーク勤務である
通勤手当	定期券相当の交通費は支給していない

茨城県移住支援事業に関する事務のため, 勤務者の勤務状況などの情報を, 茨城県及び行方市の求めに応じて, 同茨城県及び行方市に提供することについて, 勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2の次に次の1様式を加える。

※個人事業主・フリーランスの方向け
年 月 日

行方市長 宛て

申請者名
居住地

就業時間の証明書(移住支援金(テレワーク)の申請(報告)用)

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日		
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	平日	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
	土曜	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)
日祝	時 分 ~ 時 分	(うち休憩時間 分)	
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	☐ 月間 ☐ 週間 時間 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	☐ 月間 ☐ 週間 日	
	主な就労時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近 3 か月)	年 月 日/月, 時間/月	年 月 日/月, 時間/月	年 月 日/月, 時間/月
主とする業務内容			
業務実施状況	いずれか該当する欄に○を付けてください。		
	移住先を生活の本拠とし, 移住元での業務を引き続き行っている	移住先を生活の本拠とし, 移住元での業務を引き続き行っていない	
特記事項(備考)			

様式第3号を次のように改める。

様式第3号(第5条関係)

記 号 番 号
年 月 日

様

行方市長 印

移住支援金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった行方市わくわく茨城生活実現事業に係る移住支援金の交付については、下記のとおり決定したので、行方市わくわく茨城生活実現事業における移住支援金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 決 定 内 容 交付（不交付）

2 交付決定額 円

（不交付の理由）

（備考）

- 1 行方市は、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - (1) 申請にあたって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 申請日から3年未満に行方市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合（移住先で就業を要件とする場合に限る。）：全額
 - (4) 地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 申請日から3年以上5年以内に行方市以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 行方市は、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業・地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領の規定に基づき、茨城県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係

する場所に立入調査を行います。報告又は立入調査に応じない場合、虚偽等の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 フラット35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対するフラット35 地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

附 則

この告示は、公表の日から施行する。